

## 会 議 録（公開部分）

会 議 名	平成29年度第5回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	<p>1 個人情報取扱事務について（公開） 報告事項 ・野田市結婚新生活支援事業補助金に関する事務の事務開始届（企画調整課）</p> <p>2 諮問事項 個人情報保護制度の運用の見直しについて（公開） ・外部提供をする場合の本人通知について ・個人情報を取り扱う事務の届出制度について</p> <p>3 諮問事項 行政文書部分開示決定に対する審査請求について（7件）（非公開）</p>
日 時	平成29年8月2日（水）午前9時から午後0時10分まで
場 所	市役所低層棟4階 職員控室
出席委員氏名	須賀 昭徳、秦野 幹夫、遠藤 昭、高橋 澄江、松本 純子
事務局等	<p>実施機関 今村 繁（副市長）、佐賀 忠（総務部長）、富山 芳則（総務課長）、大月 聡（総務課主幹兼課長補佐）、日下部 安孝（総務課庶務係主査）、高谷 亮介（総務課文書法規係主任主事）、宮澤 一弥（企画調整課長）、峯崎 光春（企画調整課企画係長）</p> <p>事務局 佐賀 忠（総務部長）、富山 芳則（総務課長）、大月 聡（総務課主幹兼課長補佐）、日下部 安孝（総務課庶務係主査）</p>
傍 聴 者	4名
議 事	
<p>平成29年度第5回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。</p> <p>1 個人情報取扱事務について（公開） 報告事項 ・野田市結婚新生活支援事業補助金に関する事務の事務開始届（企画調整課） 担当者から報告及び概要の説明を受けた。</p> <p>秦野委員 何組程度の予算をとっているのか。 宮澤課長 5件で120万円です。 秦野委員 数はそれほど多くないと。 宮澤課長 このような補助制度を行っている自治体が余りなく、県内では野田市</p>	

を含めて7市です。野田市は後発組ですが、前例の所を見ますと、所得制限がそれなりにありますので、あまり件数は多くないだろうと見ています。

秦野委員 それでも定住促進の一助にはなるだろうとお考えか。

宮澤課長 野田市はこれまで結婚の支援を特段行ってまいりませんでした。今回こういった形で補助金を交付しますが、それと併せて婚活イベントも考えております。また、何年か先にはなってしまうかもしれませんが、結婚相談事業を含めてトータルで支援していこうと考えていまして、それを一つの政策として考えています。

秦野委員 所得や年齢の制限があるが、こういった個人の情報は国でも決まっているのか。

宮澤課長 所得制限につきましては、国の制度のとおりでございます。年齢制限については野田市独自で設定しております。

遠藤委員 野田市在住の要件はいつの時点でとなるのか。

宮澤課長 補助金の申請を行った日です。申請日において夫婦の一方又は双方が野田市内に住所を有していれば構いません。

松本委員 国の所得制限340万円未満について、給与所得者なら分かるが、個人の事業者であればどうなるのか。

宮澤課長 個人の事業者の場合は、営業所得から必要経費を除いたものが所得となります。

松本委員 そういったものが分かる青色申告の計算書の提出が求められるということか。

宮澤課長 基本的には所得証明書です。

松本委員 前年のものか。

宮澤課長 そのとおりです。

須賀会長 個人情報記録項目で「財産」を線で消してあるが、財産は関係無しで、あくまで収入だけを見るということによろしいか。不動産を多く所有しているが収入がない者も、御夫婦で340万未満であれば対象になると。

宮澤課長 例えば、不動産を持っていることで、貸付等をしていて不動産収入がある場合は、当然所得に計算されますが、単に所有しているというだけでは今回の要件では見ておりません。あくまでも所得となります。

秦野委員 個人情報の保存期間が不交付とされた者も1年というのは、事務処理の都合によるものか。前にもこういった例があったが、一括して処理する手続の関係ということによろしいか。

宮澤課長 そのとおりです。

高橋委員 市報を見ると、対象は今年の4月からとなっているが、これは遡るということか。そして来年3月までに婚姻届を提出してもらおうと。

宮澤課長 はい。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、承認することでよろしいか。

(異議無し)

## 2 諮問事項 個人情報保護制度の運用の見直しについて(公開)

### ・外部提供をする場合の本人通知について

事務局から「外部提供をする場合の本人通知について」について概要の説明を受けた。

今村副市長 補足説明をいたします。まず今回御意見を頂きたい点ということで、公益上必要であるが特にとまで言えない件について、反対者を除く手続きをした場合は公益上特に必要である事務に該当するかということをお審議いただきたいと申しておりますが、これですと公益性があれば市報等で初めに反対等の手続きをすれば特に該当してしまうというような印象をもたれると思います。そういったことではなく、あくまで特に公益性が認められるかという点につきましても、高齢者名簿のときのように、ほかに有効な方法がないかどうか、今回の個人情報の外部提供に比べて有効な方法がないかどうかということをお審議いただきます。有効な方法があれば、当然特にとは言えないだろうと、反対者を除く手続きをする以前に特にとは言えないという結論になるということです。今回意見を求めていますのは、甲乙付け難いほかの有効な方法があると言った場合に反対者の手続きをしたとすると、ほかの方法に比べて公益性が高くなると、事務の有効性が高くなるというときには、反対者を除く手続きが必要ではないかということで、主に審議していただきたいのは、その時の反対者の配慮の方法について、こういう形でどうかということになります。そもそも反対者を除く手続きをする、しないということは、その審議の中でその事務がそのまま甲乙付け難いときに、手続きを踏めばその方が有効ということも想定されるだろうという前提で、その場合でも個人情報をできるだけ保護するような配慮が必要だろうということで、その手続きをお審議いただきたいという趣旨でございます。手続きさえすれば特に公益性が認められるという意味ではございませんのでよろしくお願いいたします。

遠藤委員 審議の前提として、前回宿題になっていた点があると思う。1点は私が保留したことについて、3点ほど事前に事務局に伝えております。もう1点は、他市の状況を面談で聴取していきたいとおっしゃったが、それがどうなったのか報告いただきたい。また、私の方から3点事前に申し上げたこととは、「公益上特に必要なとき」が余りにも明白なときに不同意の意思表示をする機会を保障する必要があるかということ。次が重要と思うが「公益上特に必要なとき」に当たるかどうか判断に悩むとき、先ほどの副市長の「甲乙付け難いとき」と同じことだと思うが、不同意の意思表示をする機会を保障する条項があると、その判断が甘くなるおそれはないかということ。3番目は 不同意の意

思表示をする期間を設定したとして、その期間を過ぎても不同意の意思表示が届いたらその人の情報を取り戻す、情報提供をやめるというのであれば、一旦でも期間を設ける意味がないのではないかとすることを事務局にあらかじめお伝えしている。それが今回の修正にどう関連しているかよく分からないが、こういったことを今回の議論にいかしてほしいと思う。

今村副市長 まず1点目の3点の御質問についてですが、その中の1点目について、先ほど御説明したとおり、これを保証するというものではございません。まず第一義的には、その外部提供事務が代替手段と比べて公益性が認められるかどうかということ判断するわけでありますので、明らかにということであれば、例えその人が反対するとしても、それ以上に本人のためにも提供することに公益性が認められるので、その場合にはそのような手続を行う必要はないと考えております。2点目の「公益上特に必要なとき」に当たるかどうか判断に悩むときについては、先ほど御説明しましたとおり、保障ということではなくて、甲乙付け難いときにその機会を与えれば、その外部提供事務が他の事務に比べて極めて有効性が高い事務になると判断されるときには、そういうこともあるということ、その時に方法として個人情報保護に配慮した方法が必要だろうと、反対する者の意思をできるだけ確認する方法が必要だろうということ、今回の御提示をさせていただいているという趣旨でございます。それから、不同意の意思表示をする期間を設定したとして、その期間を過ぎても不同意の意思表示が届いたらその人の情報の提供を中止するという点については、少人数に直接通知するもの場合はいいですが、市報等の通知につきましてはどうしても後から気付く人が出てきます。その方の情報は既に提供してしまっただけでも、提供を今からでもやめてほしいということについては提供をやめるということで、期間を設けている意味については、その期間が過ぎてもその方の意思を尊重すると考えるのが個人情報保護の観点から必要という判断からこのような提案をさせていただいております。2点目の他市の状況を面談してというのは、事務局ではそのように理解しておりません。

富山課長 前回の資料の11ページになりますが、他団体の外部提供の規定とありますが、県と近隣八市の外部提供の規定との関係について書いてありますが、これについては同意の推定に関する規定が他団体にはないと、本人通知についても市川市のみで、市川市においても通知をした事例はないということ、規定がない団体についても通知や周知を実施していません。ということで、この点について他団体に改めて聞き取りするという状況にはなっていないということです。

遠藤委員 会議録の7ページを見てほしいのだが、特に必要の議論の中で「おそらく、他団体では個人情報保護や情報公開の所で、市民も余り活用していない部分があるので、担当課自体がその運用や解釈についての事例について、余り

ない可能性が十分にあると思います。それでも電話等で照会するとどうしても意図は伝わらないので、直接伺って自分の所の問題点をお話しして時間を掛け説明し、それぞれの市の考え方とか基本的な部分を整理して、野田市の考え方を再構築することを予定しております」について、私はそのような趣旨と理解したが。

富山課長 この部分は、会議の前段にありました、項目1から3番目までについて他団体へ聞取りということで発言をしております。この部分について実際に他団体へ聞取りをしているかということ、まだできていない状況で、この聞取りができていない部分については、次回以降聞取り結果を踏まえて御報告をさせていただきますきたいと思います。

遠藤委員 これは「公益上特に必要がある」の議論をしている所ではないのか。

今村副市長 私もこの会議録をよく見ていなかったのですが、これからのつもりで発言をしております。

遠藤委員 何についてか。

富山課長 公益上特に必要であると認める場合の適用の中で、外部提供、内部利用、収集について、配慮を要する情報の収集について、電子計算機の結合について、この5点について主に聞取りをしたいと考えています。

須賀会長 これはまだ行われていないのか。

富山課長 はい、そのとおりです。

遠藤委員 事務局の問題意識は、野田市は公益上特に必要と「特に」が入っているが、他市町村ではそういったものがないと。そうすると「特に」があるかないかで運用上どう違うのかということを知りたい、といった趣旨ではなかったのか。

富山課長 最初に申しあげました外部提供につきましては、そういった形でございます。

遠藤委員 それがないのに今回修正案が出てくるというのはおかしくないか。

富山課長 聞取りがなされていない状況では、判断が難しいということでしょうか。

遠藤委員 そもそも案が出てくること自体がおかしいということだが。

今村副市長 私の方で資料を確認したときに、本人通知の所だけに絞ってというような話が事務局からありましたので、私もそういうことで今回出してしまいましたが、確かに外部提供の基本的な考え方の所を、ほかの団体がどのように考えているかということについて整理した上でないと、そもそも本人に対して反対者を除く通知をする以前に、特に必要かという判断が必要だと思いますので、その点については調査が未実施であるため、改めて調査をさせていただきたいです。反対者への手続が必要だとしたときはこういう形でということに絞

ってという考えがあったものですから、その前段の議論が抜けてしまっているため、改めて調査して入口の所から整理して出させていたいただきたいと思いません。

須賀会長 前回の資料では、近隣の市町村では「特に公益性」ではなく、ほかの文言で差し替えてあるという資料は出していた。

今村副市長 「特に」がない市町村もございますし、「相当な理由」というものもございます。その辺りの考え方は、電話で聞いただけでは、野田市で議論している考え方を、野田市がなぜ意見を求めているか分からない所もあると思いますので、改めて調査をさせていただきたいと思えます。

須賀会長 前回の会議録で、特に公益上必要があると、例えば遠藤委員がおっしゃったように緊急、明白な侵害行為があるとか、そういうケースの場合については提供ができることになる。それと同意は全く別の条件になると思われるので、その辺りもう一度整理して、特に必要ということになれば、この委員会の決定に基づいて提供ができるわけか。

今村副市長 先ほど遠藤委員がおっしゃったように、明らかに明白ということについて、他団体が何らかの基準を持っているかどうかも聴取して、その結果を基にやっていきたいので、そのようにさせていただきたいです。

須賀会長 同意をもらうということは、同意は個人の自由ということになるわけだが、特に公益性とかいうことと関係なしに、同意をもらえばその人の情報を提供できるということになるのか。

今村副市長 そのとおりです。

須賀会長 その辺りが一緒になると、議論が進めづらい。

遠藤委員 今日頂いた「外部提供をする場合の本人通知について」と題する書面の1ページ目の第3段落「反対者への配慮による公益上特に必要があると認めるときの該当」の所で「高齢者名簿の提供の件について、市報及びインターネットで周知し、一定の期間を設けて反対の申出を受け付け、反対申出者の情報を名簿から除いた上での提供である場合には、反対者への配慮がなされており、公益上特に必要があると認める場合に該当すると考えているが、貴審査会のご意見を頂きたい」と書いてある。2ページの最後には「条例の改正の検討」とあり「実施機関の義務として明確に位置づけるため、本人通知や市報等による周知をすることを条例に規定したいと考えている」と書いてある。議論の仕方として、高齢者名簿の検討のように具体的な問題をここで議論することはどうかと思う。条例で規定するのであれば、条例の文言があって、それを前提に審査会として承認するかしないかという議論をするのであって、先にこのような議論をするのは違うのではないかと、高齢者名簿について議論するのは違うのではないかと。もう1点、私が前回の補充として事前に申し上げた第2点の「不同意の意思表示をする機会を保障する条項」、機会を設けるとい

記載でもいいが、それがあると「その判断が甘くなるおそれはないか」という指摘に対して、副市長はそういう考えはないとおっしゃった。1ページの第1段落の下線部についても、一見そのように見えるかもしれないが、そのような趣旨ではありませんとお答えになっている。反対者の配慮の所を読むと、やはり機会を設けると、公益上特に必要があると認める場合に該当すると考えると書いてあるので、私としては、やはり判断が甘くなっているのではないかという感じがする。

今村副市長 現実問題として、市として分からない点は、逆に言うと反対者の手続をすることで公益上特に必要があるというような、そのような事務が存在するのかということ想定したときに、具体的な例が思い浮かびませんでした。ここで公益上必要があると認められるものに該当すると考えている、考えているというのは市として、以前の答申の中で有効性と個人情報保護の必要性の双方を考慮すると、という答申を頂いているので、ここで反対者の意見を配慮するという事をあらかじめやっていたとしたら、どのような形になったのかと。異議申立てをした方の中でも、そのような配慮をしていたのならともかくとおっしゃる方もおりましたので、その点については答申の中では、当然その前の段階で触れられていなかったもので、結局反対者を除く手続をしたとしても結果は同じなのか、そうでないときがあるのかということについて、市としては結果が同じでないときもあるだろうということ考えております。その時にはきちんとした手続を踏んでおくべきだろうと思います。条例の規定についても、保障するというような形の規定ではなくて、あくまでもそのようなことが必要になったときの手続的なものを規定したいと考えています。

秦野委員 要するに不同意の方の除外ということをするれば、「特に必要がある」事務に該当してしまうというわけで、今副市長がおっしゃった、その辺りは手続であるということと、「公益上特に」ということはもう少し違う次元での検討をした方がいいのかと思う。

須賀会長 分からないのは、不同意とか特に公益性が必要、刑法で言えば明白だとか窮迫不正の侵害といった、そういうものに該当した場合に同意しなければ、一切それをやらずに本人個人宛て若しくは市報等で周知を徹底してその上で同意しないという人だけを集め、その人は提供しないということだと。外部提供、ここで「特に公益性」という議論をする必要がなくなってしまう可能性があるわけだが。だから、特に公益上必要があると認定した場合については、不親切であるかもしれないが、一応市としてはそれを提供すると。そういうことについては同意不同意はいらぬ気がする。そのようなケースでも同意あるいは不同意が必要になるのか。

遠藤委員 私が補充して事務局にお伝えした第1点は、「公益上特に必要なとき」が余りにも明白であるというときには、そういうことをやる必要はないと

思う。それと同じことである。

今村副市長 窮迫ということについては別の号があるので、そのときは当然やります。特に公益性というのはその前の号にないものについてということですので、なかなか例外的な部分だと思えます。高齢者名簿については、特に公益性ということを経験の結果から頂いたことからすると、市としては配慮が足らなかったと考えていますが、では特に公益性ということはどういう場合にといったときに、不同意の方が少しいた場合、その方への配慮をすれば、という場合も想定されるのではないかと、そういうところまで考えておいた方がいいのではないかとという意味でのものです。

須賀会長 公益性はあるが、「特に」まではならない。そういったケースについては同意を得れば渡していいというワンクッションを置くということか。

今村副市長 「特に公益性」とは個別具体的な判断しかないと思ったのですが、そのときに、反対者の手続をすれば「特に」になるというわけではなく、そういう場合、他の手段を考えてもこの手段が一番有効だとしても、反対者が一定程度予想される場合には、その反対者の意見は尊重するというので、この有効性を担保するということですので、これさえすれば問題ないということと考えているわけではございません。そういう場合もあり得るのではないかと、あり得るのであればきちんと手続は決めておいた方が良くということです。最初に高齢者名簿の、と言ったのは、そういうことはないのだと、不同意の人に対する配慮は公益性を判断する上で必要ないということであれば、この議論は全くなくなるということです。そうすると、特に公益性というものは、個別具体的にということとは手引きの時の議論でも出ていましたが、事例でやっていくという形になります。他団体が持っていればいいのですが。

須賀会長 事例ごとに、その問題が出来上がったときに、我々審査会としては個別に判断していくということか。積み重ねにより、裁判で言えば判例法のような、一本の流れができる。それができていないのでその都度判断して、その場合は上位で判断するというのでよろしいか。

今村副市長 先ほど遠藤委員から、判断が甘くなると、手続を規定することにより、そうすればいいのではないかと結果的になってしまうのではないかとという危惧ではないかと思いますが、そういう意味ではないかと思っておりますが、いずれにしてもそういうことであれば、特に条例上の規定もそうですし、不同意のことも特に公益性の所で議論しなくても、実際の個別具体的な事務事業が上がってきたときに、反対者がいる程度なので、その時の具体的な判断でこれを実施したら特に公益性が認められるといった形になって、それを事例に載せていくということもあると思っております。職員の方に特に公益性というのは相当ハードルが高いことを示していく上で、条例にきちんと手続を書いていく、そういった意図もあります。

遠藤委員 1ページの第3段落の所のこういう場合には該当すると考えているが、貴審査会の意見を頂きたい、とあるが、なぜここで高齢者名簿の件が出てくるのか分からない。かつての議論のときに、ただし書のようなものを設けていたら、特に公益性が認められたのかという質問なのか。仮定の質問なのか、それとも今後高齢者名簿の提供をまた審査をお願いするかもしれないから、その時は審査をお願いするという質問なのか、どっちの問題意識なのか。

今村副市長 具体的なことではなく、特に公益性という事例がなかなか難しいと思っておりますので、その時の仮定です。一つの例としてのここで高齢者名簿の件でと言ってしまうと、仮定の議論ではなく、既に答申した具体的な事実ということの、ここでこうなったらこうなると言うのは、少し今回の議論からは外れるのかなというようには思います。ここで言ったのはそういうような規定を整備する前提として、そういうような反対者への配慮ということも特に公益性を判断する上で必要性が出てくる可能性があるのかなと考えてのものです。

須賀会長 まず一つは特に公益性が、必要性があるとここで判断した場合であっても、同意不同意についてどうこう言っても、それで特に公益性が認められるというわけではなく、特に公益性は公益性で判断して、その上で審査会は、公益性はあるが本人の同意不同意はもらう必要があると決議した場合については、不同意の人に申し出てくださいということができるとい、二段階での審査でよろしいか。

今村副市長 特に公益性があると判断するときに、ただし個人への配慮も必要だろうとセットで考えられるときもあるのかと、これとセットになったことで特に公益性が高くなるという場合も想定されるのかなと思います。

遠藤委員 須賀会長の言葉を言い換える形になると思うが、公益上特に必要ということに当たる要件の問題と、了解しない人への手続保障をどうするかという問題で、不同意の人は申し出てください、その場合は提供しませんよ、というのを、公益上特に必要があるかどうかの議論の要件のように読めると話がこんがらがると思う。例えば、原則として特に公益上必要なときは個人の同意不同意は関係ないですよ。だから、その時に不同意の人はうんぬんと、要件として議論をするとおかしなことになると思う。私の考えでは、副市長のおっしゃっていることを、多少違う意味で言うことになるかもしれないが、公益上特に必要となった場合でも、反対の人が意思表示をしてくれば情報提供はしませんと、そういう部分は要件とは全然関係ない。公益上必要があると判断したと、だから同意不同意は関係ありませんという立場をとって、その場合でも不同意の人がいたら提供はしませんということを書くか書かないかという、これなら私は議論としては分かります。

今村副市長 基本的にはそうですが、先ほど遠藤委員が明らかに明白であるときとおっしゃったとき、逆に言えば同意の手続自体いらなないと思っています。特

に公益性の判断、最初に申し上げたとおり、この手続があるから特にというのは考えておらず、そもそも事務事業自体が特に公益性があるかということで、考えていただく。特に公益性があるということで、手続として反対者がいるので、反対をしている人までの提供まではしないというサービスといった観点、基本的にはそういった趣旨になると考えています。特に公益性を判断するときの要件というよりは、条件として、ただしこれはやった方が良く、ということもあると考えたのですが、もともと本人同意はいらぬですし、不同意のことも考えずに決めて、その上でサービスとしてということであればということで、基本はそういうことになると思います。

須賀会長 実際実施機関が行う判断、特に公益性上の必要性という判断と、不同意を申し出てもらうことは別項目だということで整理して、実施機関へ伝える必要はあるかと思う。

松本委員 最初の議論に戻るが、公益上特に必要があると明らかに認める場合には不同意の方の意見も取る必要はないと私も思う。ただ、判断に悩むときが最も大事なことで、今回の1ページにはその議論が全くないので、そこを詰めていけば、遠藤委員のおっしゃるように公益上特に必要があると認める場合には反対者への配慮が必要ないと考える。

須賀会長 今日配られた資料の「前回の資料及び説明では」というところ、「反対者を除く手続をした場合には、公益上「特に」必要がある事務に該当することとなるかについて」ということですが、反対者を除く手続をしてもしなくても、公益上特に必要があるということで該当すればそれによろしいと、ただ、サービスとして、反対者は申し出てほしいということで書かれていると理解してよろしいか。

今村副市長 そういうわけではなかったのですが、公益性を判断するときに、最終的にこういう場合もあるのかと思い、その時にはこのようなきちんとした手続を踏むということだったのです。しかし委員の皆さんのおっしゃるところでは、公益性を判断するときには当然本人の同意は関係ない、不同意ということを判断する必要はない、ということであって、なおかつ公益性は認められるが、反対する人がいるのであれば、その人たちの意思は尊重するという趣旨で、ただしこれはしてくださいという個別の事例での判断という形を採るということであれば、それはそれで構いません。

遠藤委員 実施機関が今回文書で書いてきたことは、私が言ったこととはニュアンスが違うと思う。副市長も100%納得しているとは思えない。だから文章で出していただいて、それで次回議論した方がいいと私は思う。それと、前回の会議録を読んで思ったのは、本当に周知する方法として、市報とインターネットで足りるのかと。本当にそれで周知になっているのかということで秦野委員と高橋委員から提議されていたと思う。市報を隅々まで読む人がどれくらい

いるのか、インターネットをやらない人をどうするのか、ということを考えて、この周知の方法は大きな問題だと思う。特に、高齢者名簿というのは高齢者ですから、ますます知らされていないという方向に働くということが多いのではないかと、それで周知だと言ってしまうと実態と建前が乖離してしまうのではないかと。その議論が必要だと思う。

須賀会長 確かに、パソコンをやっていても、必ずしも野田市のホームページを見らな限らない。

遠藤委員 もう一つ確認だが、野田市のホームページはスマートフォン対応か。

今村副市長 はい。

秦野委員 遠藤委員の指摘だが、前回からいろいろと考え難しいことは理解できるが、市報とホームページだけでは不十分だと思う。ではどういう方法が有効かと言われると、なかなか出てこない。

遠藤委員 その議論になると、方法がないからあきらめなさいという話になる。100%は無理として、80とか90という数字を想定していたら、方法はないと思う。そう理解すると、やめましょうという議論になってしまう。割り切ることが必要だ。

今村副市長 全員に必ず周知できる方法はありません。ほかに考えられると言っても、例えば自治会の回覧でやってもらうとしても、自治会に入っていない方もいらっしゃいますし、回覧をどれだけ見ているかと言われても、現実的には見ないで回す方もいらっしゃると思います。市が持っている情報提供の手段からいうと、市報とインターネットが有効性のある方法だと思います。重ね合わせていく方法を考えたとしても、あとは公共施設へのポスター掲示となりますが、それも公共施設へ行かれない方が結構いますし、これで十分ということはないと思います。それも含めてどうするか、十分な周知の方法はないのだからということで、ではやらないのかとなると、やらないよりはやる方が良いとは思っています。

須賀会長 できるだけ努力をするということか。

今村副市長 そういうことです。

秦野委員 行政としては当然と思うが、例えば市報を見ても、例えば監査の報告があっても精読する対象になっていないので気付かない。配布する担当の人が別枠でこれを付けるという手もあると思うが、担当の負担になってしまい、やり手がいなくなってしまう可能性がある。そこまでやるとなると費用も掛かるし、地域住民の協力も必要となってくる。なかなかいい方法は思いつかない。

須賀会長 周知徹底については、できる限り周知徹底するとしか言いようがないと思うが。

遠藤委員 そういう現状だから、「公益上特に必要」の判断の要件として情報提供を入れるのはやめた方がよいと思う。サービスとしてやるのは良い。

須賀会長 その方が良いと思う。今おっしゃったように、同意不同意は除くということで整理していただいてよろしいか。

富山課長 そのように整理して、改めて議論をしていただきたいと思います。

遠藤委員 委員の意見と実施機関の意見がかなり違っているときには、双方の案を文書で出して、もう一度議論をし直すというのは、良い案を作る上で大事なことだと思うので、委員会の意見はちょっと違うと考えたのであれば別の案を出していただくのもいいと思う。

副市長 若干違うと思う部分もありますので、そのようにさせていただきます。

須賀会長 ほかに意見はあるか。なければ次の議題に移る。

・個人情報を取り扱う事務の届出制度について

事務局から「1 届出制度の趣旨について」について概要の説明を受けた。

松本委員 一般の閲覧に供するものとは今まではどのようなものだったのか。

富山課長 個人情報の事務開始届出書と目録については、紙で情報公開コーナーに配架しております。今後については、紙と合わせホームページ上で公表していくことを考えております。

松本委員 それはどういう形で掲載するのか。

富山課長 今日御審議いただいた様式、今回見直しをしておりますが、そのもの自体を実施機関の部局ごとに載せていくことを考えています。

須賀会長 ほかに何かあるか。なければ原案のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

「2 届出書の様式について」及び「3 変更の手続について」について事務局から説明を受けた。

遠藤委員 4ページの「キ 「最終変更年月日」欄」について、「最後に変更を届け出た日を記載する欄を設ける」とあるが、一回変更があってその届出をしなかった、二回目の変更で届出をしたという場合は、二回目の変更日を書く、そういう趣旨で良いか。

富山課長 そのとおりです。

遠藤委員 本来届け出なければならなかった一回目の変更を届け出なかったことを前提とした話ということか。

富山課長 いえ、そういった事例も中にはあるかもしれませんが、この欄に書くものは、何度か変更されたもののうち、最後の変更の年月日を記載するという意味合いです。

今村副市長 今回の届出書の様式は、市民の目線をしっかり考えてやるということを示しております。私の方でも市民の意見を聴いてみたいというところがありますので、それを聴いた結果で変更をする場合には、今後の審査会で再度

御審議いただくことをお許しいただきたいと思います。

須賀会長 それでは、本日は原案のとおり承認し、修正があればその都度検討していくということによろしいか。

(異議無し)

須賀会長 以上をもって、公開部分の審議は終了とする。

以上